

市第 124 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等 の一部改正

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の成立により、令和 6 年 6 月に栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）及び児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）が改正されました。

これに伴い、「児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 72 号及び第 109 号）」等が公布されたため、関連する条例の一部を改正します。

2 改正する条例

	改正条例	改正の対象施設・事業
1	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 60 号）	乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園
2	横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年条例第 61 号）	児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）
3	横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年条例第 62 号）	福祉型障害児入所施設
4	横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成 27 年条例第 2 号）	認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）
5	横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年条例第 47 号）	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

3 改正の概要

(1) 栄養士法の改正に伴うもの

現在、管理栄養士養成施設卒業者（卒業見込み含）が管理栄養士国家試験の受験資格を得るためには、栄養士免許を取得する必要がありますが、栄養士法の改正により不要となります。

これを受け、内閣府令により児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、本市条例においても児童福祉施設等に置くべき職員を定めている条文の「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めます。

<対象条例>

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

横浜市認定こども園の要件を定める条例

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例

(2) 児童手当法の改正に伴うもの

児童手当法の改正により、児童手当の支給対象児童の年齢が18歳到達後の年度末まで引き上げられました。これを受け、内閣府令により、母子生活支援施設において母子共に「児童のみで構成している世帯」が入所した場合に、施設の設置者が児童手当の管理を行う規定が新たに設けられたことから、本市条例においても、施設の設置者が児童手当の管理を行う施設として「母子生活支援施設」を追加します。

<対象条例>

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

4 施行日

(1) 栄養士法の改正に伴うもの

令和7年4月1日

(2) 児童手当法の改正に伴うもの

公布の日